

作成日：2011年1月5日

バルバドス

特許庁の所在地：

Ministry of Industry and International Business,
Corporate Affairs and Intellectual Property Office

Belmont Road, Bridgetown,
Barbados

Tel : 1 246 436 4818

Fax : 1 246 437 3072

E-Mail : caipo@caribsurf.com

Website : www.caipo.gov.bb

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 世界貿易機構 (WTO)
- (5) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

2. 現地代理人の必要性有無

バルバドス国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

現時点では、確認がとれません。

4. 出願言語

英語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

不明です。

(参考) 特許庁ホームページ <http://www.caipo.gov.bb/index2.htm>

特許制度

1. 現行法令について

2001年の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・特許庁は、優先権証明書及び翻訳者の宣誓書を添付した優先権証明書の英訳文の提出を要求することができます。

3. 料金表 (単位: バルバドス ドル)

(1) 出願料金	300
(2) 特許付与料金	300
(3) 年金	
2年度	200
3年度	300
4年度	400
5年度	500
6年度	600
7年度	700
8年度	800
9年度	900
10年度	1000
11年度	1100
12年度	1200
13年度	1300
14年度	1400
15年度	1500
16年度	1600

17年度	1700
18年度	1800
19年度	1900
20年度	2000

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、出願公開や審査請求をすることなく、方式的要件、実体審査、並びに他の国の審査結果に基づいて、特許の可否を判断します。

(1) 方式的審査に関して

① まず、出願日認定に必要な書類が提出されているか否かについて、審査されます。

② その後、方式的要件について審査されます。

方式的要件を満たしていないと判断されると、補正指令が発行され所定期間内に、要件を満たすよう要請されます。

(2) 不特許事由について

次の事由については、特許を受けることができません。

- ・ 発見や科学的理論又は数学的方法の場合
 - ・ 人体や動物体に対する診断、治療方法の場合
 - ・ 精神的活動を遂行や遊戯を行うための方法や計画等の場合
 - ・ 公序良俗に反する恐れのある場合
- 等です。

(3) 新規性について

出願日（又は優先日）前に出願に係る発明が、国内又は外国において公衆が利用可能状態におかれていない場合には、新規性を有します（絶対的新規性の採用です）。

但し、次の場合、新規性を喪失したものとみなされません。

- ・ 出願前1年以内における、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、発明が公表された場合。
- ・ 出願前1年以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合。

(4) 実体審査に関して

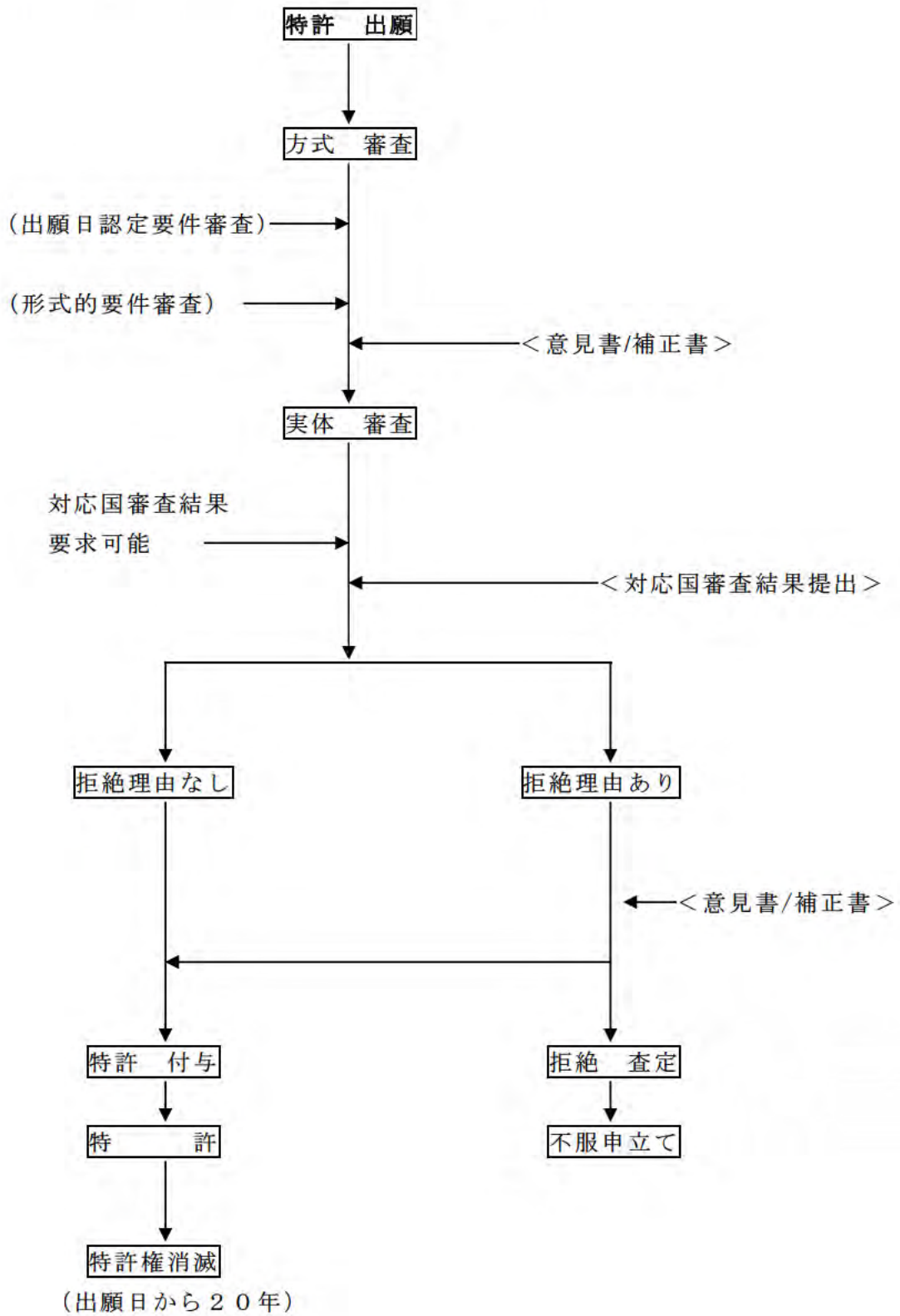
- ① 新規性や進歩性、発明の単一性等について審査されます。
なお、実体審査をする場合、特許庁は所定の外国特許庁に審査を委託することもできます。
- ② 実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由が発行され、出願人に所定期間内に意見書や補正書の提出を要請します。
- ③ 特許庁は、対応国における調査報告や審査結果等の提出を要求することもできます。
- ④ 拒絶理由通知に対する意見書等の提出によっても、拒絶理由を解消していないと判断された場合には、出願は拒絶され、出願人はこの拒絶査定に対して査定書発行日から30日以内に、裁判所に対して不服申し立てをすることができます。
- ⑤ 一方、特許要件を満たしていると判断された場合、特許査定がなされ、所定の期間内に特許付与料金の支払いを要請されます。
上記料金が支払われた後、特許付与の旨が公報に公告され、出願人に特許証が送付されます。
- ⑥ 特許の付与があるまで、自発的に分割出願をすることができます。

(5) 無効審判について

利害関係を有する者は、以下の場合に特許の無効を裁判所に請求することができます。

- ・ 特許を受けることができない発明に対して特許された場合
 - ・ 新規性を有しない発明に対して特許された場合
 - ・ 開示不十分な発明に特許された場合
 - ・ 特許を受ける権利を有しない者に特許された場合
- 等です。

特許出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許の設定登録日から特許権が発生します。
- (2) 出願維持年金は、出願から3年度から納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・第19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

バルバドス国への出願は、殆ど皆無に近い状況かと思われま

従って、一般的に現地代理人を選定することが難しいと考えられます。

このような状況下、バルバドス国への出願を決定した場合には、米国の代理人に出願を依頼することも必要かと思われま

米国の大手代理人であれば、バルバドス国の特許法に精通している代理人もあり、安心して出願を依頼することができるかと思いま

意匠制度

1. 現行法令について

1981年意匠法（法律第1981-57号）が施行されています。

2. 意匠出願時の必要書類

- ①願書：創作者及び出願人の住所、氏名、国籍。ロカルノ協定に基づく意匠の分類。優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）
- ②図面（又は写真）：工業意匠を具体化する物品の見本又は写真若しくはグラフィック式で表示します。意匠に彩色がされている場合には、彩色した写真又はグラフィック式表示が必要です。
- ③委任状：出願人の捺印、法人の場合には社印及び代表者の捺印が必要です。
- ④譲渡証書：創作者から出願人へ登録を受ける権利を譲渡した場合に必要となります。
- ⑤優先権証明書：出願日から90日以内に提出することができます。
- ⑥所定の手数料

★一出願には、50までの意匠を含めることができます。但し、意匠に係る物品が同一種類・クラスに属することが条件となります。

3. 料金表（単位：英国ポンド）

出願 650（印紙代含む）

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

意匠出願は、新規性等の実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

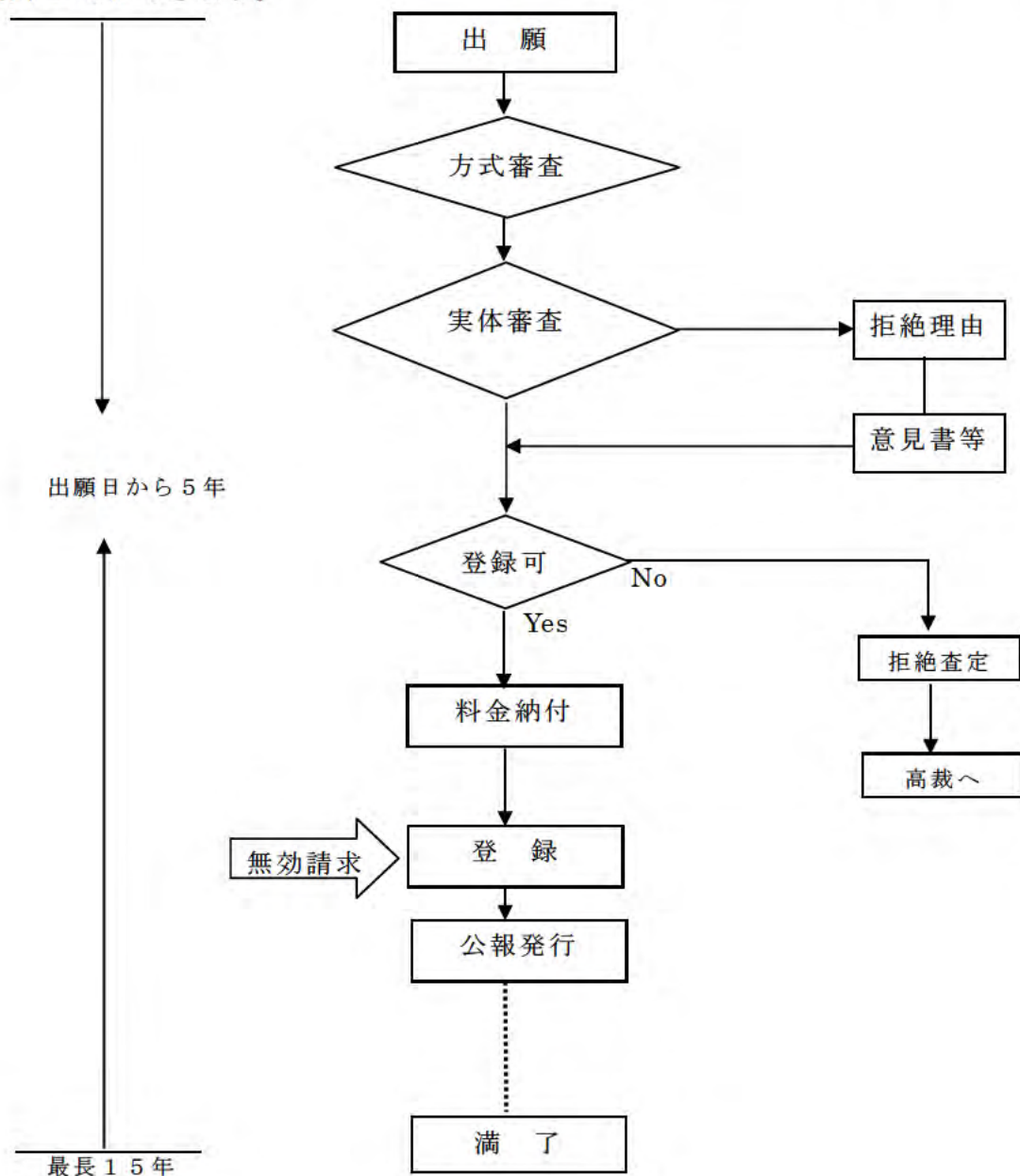
8. 出願から登録までの手続きの流れ

意匠出願は最初に方式審査の対象となります（意匠法第17条）。方式上の不備

がある場合には、90日以内にその瑕疵を是正するよう求められます。方式審査をパスすると、実体審査が行われます。実体審査は、意匠が工業性を有するか、新規性を有するか、先行意匠と同一・類似ではないかについて行われます（同第18条）。所定の博覧会へ出品した場合には、新規性は喪失しなかったものとされます。意匠出願が登録すべきものと認められた場合には、所定の登録料の納付を条件に意匠登録され、公報で内容が公告がされます。

異議申立て制度はありませんが、高等裁判所に意匠登録の無効を請求することができます（同第40条）。

上記新規性等の要件を満たしていない場合には、60日以内に意見書を提出するよう求められます。意匠出願が拒絶された場合は60日以内に高等裁判所に不服申立てができます。



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

意匠権の存続期間は出願日から5年間です。存続期間は5年毎に2回更新することができますので、最長で出願日から15年となります。存続期間の更新は期間満了12ヶ月以内に行わなければなりません。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠は工業意匠として保護され、「線若しくは色彩の結合、又は立方体であって、工業若しくは手工業の生産物に特殊の外観を与え、及び工業若しくは手工業の生産物にとってパターンとして役立つもの」と定義されています（意匠法第4条）。

(2) 無効

利害関係人は、高等裁判所に意匠登録の無効を請求することができます（意匠法第40条）。無効宣言がなされると、意匠権は登録日に遡及して消滅したものとされます。

(3) 譲渡、ライセンス

意匠出願、意匠権は譲渡することができます。また、意匠権に基づいて実施許諾をすることも可能です。実施許諾は、登録簿に登録されるまでは第三者に対抗できません。

(4) 放棄

放棄は、意匠に係る物品ごとに行うことができます（意匠法第36条）。放棄の効力は登録簿に登録された後に生じます。

商標制度

1. 現行法令について

現在は、1985年1月1日に施行の商標法及び1984年の商標規則が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所、名称、業務、国際分類に基づく商品・サービス、優先権情報。
- (2) 委任状：公証が必要です。
- (3) 商標見本4通
- (4) 優先権証明書：出願日から90日以内。
- (5) 使用管理条件協定書：団体標章の場合に必要となります。

★一出願多区分制は採用されていないので、一区分ごとに出願しなければなりません。

3. 料金表（単位：バルバドス・ドル）

(1) 商標出願	75
(2) 登録料	75
(3) 異議申立	50
(4) 異議申立に対する答弁	25
(5) 存続期間の更新	50
(6) 譲渡の登録	50
(7) ライセンスの登録	50
(8) 団体標章の条件変更	50
(9) 登録の放棄	75

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

商標出願は最初に方式要件の審査が行われます。方式要件を具備しない場合には、出願は拒絶されます。方式要件を満たす場合には、実体的登録要件の審査が行われます。

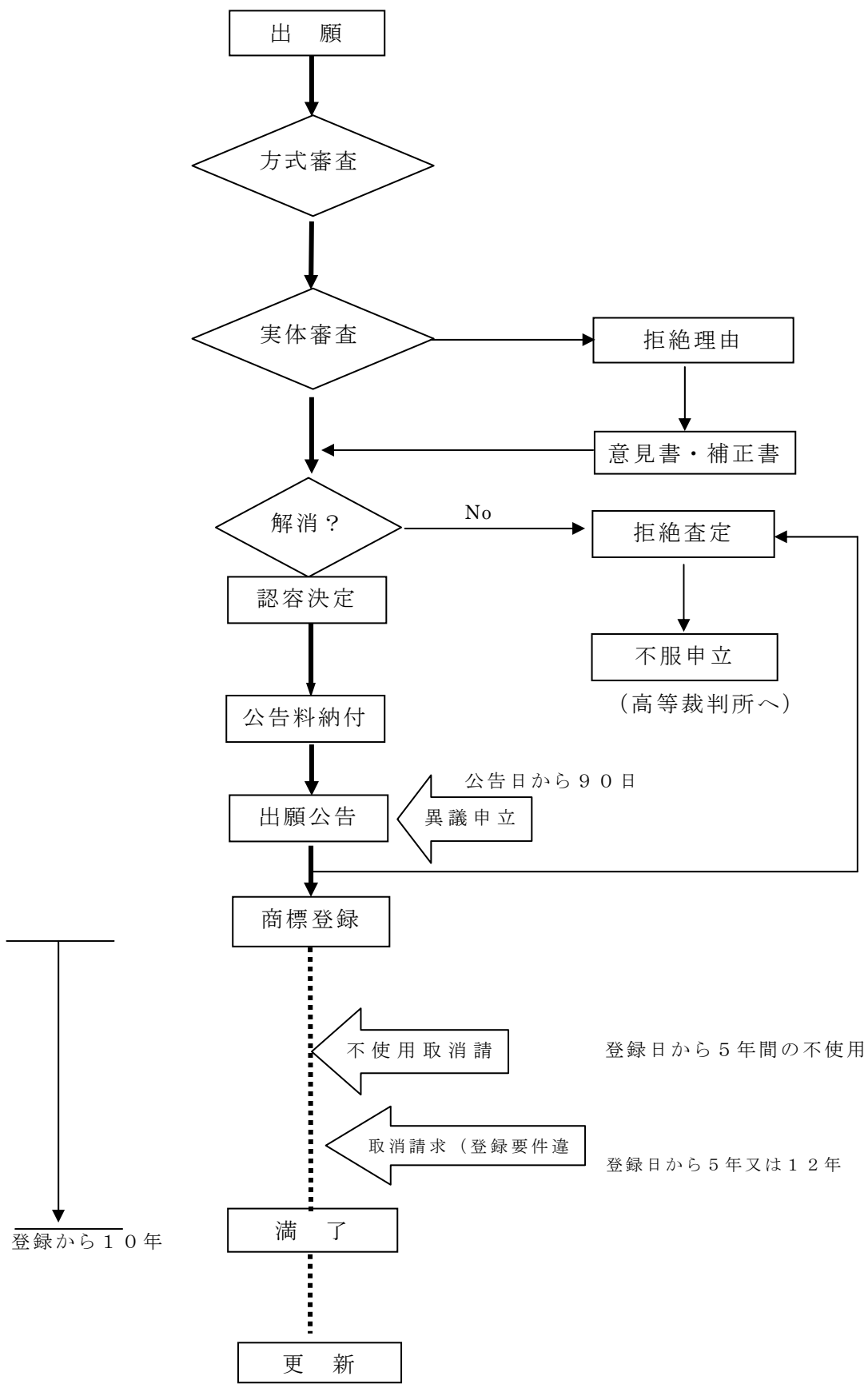
登録要件を満たしていないと判断されると、60日以内に意見を述べるよう求められます。必要に応じて、使用、識別性その他の事項に関する証拠の提出を求められる場合もあります。

出願が登録要件を具備していると判断されると、出願人にはその旨の通知がなされ当該通知から60日以内に出願公告料を納付しなければなりません。利害関係人は、出願公告の日から90日以内に異議申立てを行うことができます。出願人は、異議申立てから30日以内に答弁をしなければなりません。異議申し立てに理由がないとみとめられた場合には、登録料を納付することにより商標登録されます。

出願が最終的に拒絶された場合には、14日以内に高等裁判所へ不服申し立てができます。主な不登録事由は以下の通りです。

<不登録事由>

- 1 商品・サービスの本来の性質により付加される形状又は形態からなる標章
- 2 商品・サービスの品質、原産地などを表示する標章
- 3 慣習的に表示されている標章
- 4 他の事業体と識別できない標章
- 5 公序良俗に反する標章
- 6 商品・サービスの品質を誤認させるおそれがある標章
- 7 先行する他人の登録商標と同一又は類似の標章
- 8 他人の商号と誤認するおそれがある標章



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

商標権の存続期間は登録日から10年です。存続期間は10年毎に更新することができます。更新出願は、存続期間が満了する12ヶ月以内に行う必要があります（6ヶ月の猶予期間あり）。

更新出願時には、更新出願前1年以内に、登録商標を使用していた旨、若しくは不使用の理由を述べた宣誓書を提出しなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標として登録可能なものは、独自の又は創作的な呼称、名称、雅号、地理的名称、スローガン、図案、レリーフ、文字、数字、包装、商品の形状等です。

12. 留意事項

(1) 存続期間の更新

更新出願の際には、以下の書類を提出する必要があります。更新出願は商品・役務の区分ごとにしなければなりません。

①願書：更新出願前1年以内に登録商標が商品・サービスに使用されていること、又は不使用についての正当な理由があることを宣言しなければなりません。

②委任状（公証が必要です）

③更新手数料の支払い

★更新出願は、ライセンシーが行うことも可能です。

★更新出願の際に、商品・サービスの一部を抹消することも可能です。

(2) 不使用取り消し審判

商標登録後5年以上登録商標を使用していない場合には、利害関係人は登録の取り消しを高等裁判所へ請求することができます。識別性に影響を与えない範囲で商標を変更して使用している場合には正当な使用と認められます。

(3) 登録取り消し

利害関係人は、登録日から5年間（特定の理由については12年間）は、商標登録が登録要件を満たしていないことを理由として商標登録の取り消しを請求することができます。

(4) 譲渡

商標権は営業とは別に譲渡することができます。商標出願も譲渡可能ですが、出願中の譲渡は工業所有権庁の承認を得なければなりません。商品・

サービスの出所について公衆に誤認させるおそれがある場合には、譲渡は無効とされます。